

保護者の皆様

国分寺市 子ども家庭部
子ども子育て事業課長 本多 美子

「緊急事態宣言」等に伴う保育所等登園の自粛要請について（依頼）

日頃より、本市の保育行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、国より緊急事態宣言が発出され、保護者の皆様におかれましては、下記のとおり、家庭保育が可能な方に保育所等登園の自粛要請に御協力いただいておりますが、国の緊急事態宣言を受けて、東京都から保育提供についての規模縮小の要請がございました。

市内の各保育所等につきましては、登園自粛の御協力を得ながら、感染症対策を講じたうえで、保育運営をしておりますが、依然として多くのお子様が発園しております。

そのため、**改めて最大限可能な限り家庭での保育をお願いしたく、強く要請**いたします。

これにより、登園されるお子様とともに、従事する職員も減らすことができ、保育所等での感染リスクを軽減することができます。

保護者の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い致します。

記

1. 保育所等は、原則開所しますが、子どもたちの安全確保と感染拡大防止のため、**令和2年5月6日までの間、仕事が休みである、在宅勤務をしている、育児休業を取得している等の理由により、家庭保育が可能な場合は、特段の事情がない限り、登園の自粛をお願いいたします。**
2. **どうしても保育が必要な保護者の皆様におかれましては、別添「緊急事態宣言発令中における保育利用届出書」を利用施設に御提出ください。**
3. 利用者負担額については、一旦通常どおりお支払いいただき、家庭保育に御協力いただいた日数に応じて精算いたします。減額の対象期間は、4月1日から5月6日までとします。詳細が決まり次第、別途お知らせします。

以上

※この対応については、4月10日時点の国及び都の対応に基づいた方針です。今後変更する可能性がありますので御了承願います。

【お問合せ先】

●保育所等の運営に関すること

国分寺市子ども家庭部子ども子育て事業課

☎042-325-0111（内線 465）

●利用者負担額に関すること

国分寺市子ども家庭部子ども子育てサービス課

☎042-325-0111（内線 383）